平成30年度

流山市立おおたかの森小学校 いじめ防止基本方針

流山市立おおたかの森小学校

流山市立おおたかの森小学校 いじめ防止基本方針

平成30年3月1日

流山市立おおたかの森小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「流山市いじめ防止対策推進条例」、「流山市いじめ防止基本方針」に基づいておおたかの森小学校いじめ防止基本方針をここに定める。

第1章 いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的(インターネットを通じて行われるものを含む)な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

いじめ防止対策推進法第2条

(2) いじめ防止等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。い じめはどこにでもおこりうることと強く認識し、決して許されるものではない。 本校は、ここに児童と教職員、保護者が「いじめをしない、させない、許さな い」を宣言する。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

(3) いじめ防止等の教育基本方針

- 低学年においては、自分や友達の良さを認められる学習活動を通してやさしい 子を育てることで、いじめ発生の未然防止に努める。
- 〇 中学年においては、友達との問題解決の仕方を学ぶ学習を通し、ギャングエイジという発達段階から活動や行動範囲が広がることによる問題発生時の解決やいじめ発生の未然防止に努める。
- 〇 高学年においては、情報モラル教育の充実を図ることでネット上におけるいじめ未然防止に努める。

(4) いじめの基本認識 一教職員

いじめには様々な特質があるが、以下の事項は、教職員が持つべき基本認識である。

- O 「いじめは人権侵害であり、人間として絶対許されない」という強い認識を持つ。
- いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。

- O いじめはいじめられるという認識を捨て、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をする。
- いじめ防止対策推進法を遵守していじめ問題への対応に当たり、保護者等へのの説明では、正確な情報をもとに丁寧な説明を行う。
- 〇 いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを理解する。
- 教師自らの言動に細心の注意を払いながら、様々な教育活動を通し、「いじめは 絶対に許さない」との雰囲気を醸成する。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、 連携を図り一体となって問題の克服に取り組む。

(5) いじめの基本認識 一児童

- O 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- 全ての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
- 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する理解 を深めていかなくてはならない。
 - ※これらのことに関して、教職員で日頃から継続して指導し、児童にも認知させるものである。

第2章 いじめ防止等の対策組織

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

(2) いじめ防止等の対策組織の役割

- 〇 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・ 修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を 行う役割
- いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(3) いじめ防止等の対策組織の構成

		日常的な協議	いじめ防止対策 委員会	重大事態の調査 組織 (学校が調査主 体)
学校職員	学校長	0	0	0
	教頭	0	0	0
	生徒指導主任	0	0	0
	教務主任	0	0	0
	学年主任	0	△(当該)	△(当該)
	各学年生徒指導担当	0	△(当該)	
	教育相談担当	0		
	養護教諭	0	Δ	
	担任	0	0	0
	関係学年職員		0	
	部活動担当		Δ	
校 外	流山市スクールカ			0
	ウンセラー			
	民生委員・児童相談員			0

(4)会議の開催

- 定期的に毎月行われる生徒指導部会においていじめの疑いに関する情報や児童の 問題行動などに係る情報の共有化を図る。
- いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

第3章 いじめ防止等の対策

ア、未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止 に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校 にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、 豊かな心を育てる「いじめを生まない雰囲気作り」に取り組む必要がある。

① 豊かな心の育成

- ・道徳・人権教育の推進
- ・ 多様な体験活動の実施

- ② 規範意識の育成
 - 生活規律や学習規律の確立
 - ・リーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
 - ・児童のいじめ防止等の自発的活動への支援
- ③ わかりやすい授業の実践
 - ・わかりやすい授業の実践
 - ・自己有用感を高める授業の実践
 - ・正しい姿勢を保ち集中力の向上
 - ・すべての児童が授業に参加出来る、活躍できる場の設定
- 豊かな人間関係づくりプログラム授業の実践
 - ・児童の「豊かな人間関係を築く力」の育成を目的に授業の実施
- **(5**) 教師の人権意識の向上
 - ・いじめ事例研修の実施
 - ・いじめを誘発する要因の認識(過度の競争・配慮のない能力別グループ分け等)

イ. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを 装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われること を認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階 から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを 積極的に認識することが必要である。

- (1) 風通しのよい職場の雰囲気の醸成
- **(2**) 定期的な生活アンケートの実施を実施
- **(3**) 教育相談の実施(毎月教育相談日の設定・夏季休業中の個別面談)
- **4**) 生活ノート等を利用した児童の実態把握及び関係作り
- 休み時間や給食指導、放課後の雑談等の機会に子どもの様子を観察 **(5**)
- **(6**) 保護者から学校に相談しやすいよう啓発活動を行う
- (7) 相談窓口の周知

おおたかの森小学校

☎04-7159-7001

流山市子ども専用いじめホットライン ☎04-7150-8055

24時間子どもSOSダイヤル

☎0120-0-78310

子どもと親のサポートセンター

50120-415-446

ウ. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする ことが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指 導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するこ とが重要である。

- ① いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議し、対応にあたる。
- ② いじめに対する措置
 - ・いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに事実有無を確認する。
 - ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめやせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
 - ・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく、傍観者の存在 にも注意を向け、必要に応じて指導を行う。
 - ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。
 - ・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保 護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - ・犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察暑等と連携して対処する。

エ. 情報端末によるいじめの防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。

- ① 学年の実態に応じた情報モラル(メディアリテラシー)指導
 - * 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
 - * 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - * 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - * 違法情報や有害情報が含まれること。
 - * 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪につながる可能性があること。
 - * 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ② 具体的な対応方法を保護者にも助言し、協力を仰ぐ
 - * 第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から守るためのルール作りを行うこと。

- * インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識 や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出する可能性があることを認識する。
- * 「着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」「メール・ラインを見たときの表情の変化」などトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化を見逃さないようにする。
- ③ 必要な場合は、警察等専門機関と連携を図る

第3章 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法28条は、いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。また、児童等の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う児童等の行為を止め、関係機関と連携して指導する。

(3) 重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したときには直ちに流山市教育委員会に報告する。

第4章 公表、点検、評価等

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

(2) 点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検を年度毎に行う。

(3) 評価

- ① 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に年度毎取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
- ② いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解 決できたかを評価する。

平成27年4月1日 策定 平成28年4月1日 改訂 平成29年4月1日 改訂 平成30年3月1日 改訂

<緊急対応> いじめ発生 ◎現場での事態収拾(校長に報告・校長より対応の指示) ・複数職員(担任、教頭、養護教諭など)が現場に急行 ・現場状況の沈静 被害児童の状況把握 加害児童の沈静化 周囲の児童の安全確保、事実確認 対応チームの編成(校長、教頭、教務、担任) 教育委員会に連絡 当面の対応 ・児童への指導 マスコミへの対応 (窓口:教頭) ・保護者への連絡 •情報収集 •情報整理 関係諸機関への連絡 • 対応方針協議 緊急職員会議 児童への指導・保護者への対応 • 状況説明 ・該当児童への指導 → 家庭・保護者との連携 ・関係児童への指導 → 関係保護者への取り組み • 対応方針説明 ・全校児童への指導 → PTAとの対応 ・校長の指示 臨時保護者会の開催 対応チームの協議 未然防止のための態勢の建て直し ・今後の対応、基本的な考え方 校長中心の指導体制 ・問題背景、要因の分析 ・教育内容の見直し 職員会議 • 状況説明、情報交換 ・校内指導体制の見直し ・今後の指導方針 市教委への事後報告